

—— 平成27～29年度 ——

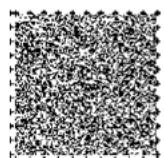
みえ障がい者 共生社会づくり プラン

概要版



平成 27 (2015) 年 3 月

三重県



計画の基本的事項

- 本プランは、前期プランである「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成24年度～平成26年度）の検証を行うとともに、本県における新たな課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、総合的かつ計画的な障がい者施策を展開するために策定するものです。
- 本プランは、「障害者基本法」に基づく「都道府県障害者計画」および「障害者総合支援法」に基づく「都道府県障害福祉計画」として策定するものです。
- 本プランは、国の「第3次障害者基本計画」を基本とするとともに、本県における戦略計画である「みえ県民力ビジョン」をふまえて策定しています。
- 本プランの計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

基本理念

- 障がい者が、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現をめざします。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

障がい者施策の基本原則

- さまざまな分野において障がい者施策を展開するにあたり、そのすべての取組の基礎として、共通に位置づけられる原則を定めます。

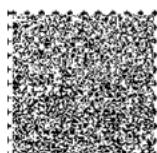
**障がい者の自己決定の尊重および
自己決定のために必要な支援**

障がい者本位の途切れのない支援

障がいの状況に応じた支援

社会的障壁の除去

総合的かつ計画的な取組の推進



施策体系

基本理念

障がい者施策の
基本原則

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

障がい者の自己決定の尊重
および自己決定のために必要な支援

障がい者本位の途切れのない支援

障がいの状況に応じた支援

社会的障壁の除去

総合的かつ計画的な取組の推進

重点的取組

- 権利の擁護に関する取組
- 障がい者雇用に関する取組
- 障がい者スポーツに関する取組
- 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- 途切れのない相談支援に関する取組
- 災害時の対応に関する取組

施策体系

共生社会を実感できる地域社会づくり

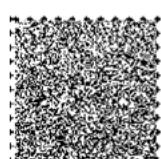
- 障がいに対する理解の促進
- 社会参加の環境づくり
- 権利の擁護

生きがいを実感できる地域社会づくり

- 特別支援教育の充実
- 就労の促進
- スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

安心を実感できる地域社会づくり

- 地域生活の支援
- 相談支援体制の整備
- 保健・医療体制等の充実
- 防災・防犯対策の推進



1 権利の擁護に関する取組

1 障がいを理由とする差別の解消

- ◆障がいを理由とする差別を解消するため、県民の関心と理解を深めるための啓発活動を行うとともに、行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組みます。また、障がい者等からの差別に関する相談に的確に応じるとともに、紛争の防止や解決を図るための体制整備に取り組みます。

主な事業

- ▶職員対応要領の策定
- ▶障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ▶事業者が行う合理的配慮への支援 など

2 障がい者虐待の防止

- ◆虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、専門家チームの活用や関係機関との連携により、市町への支援や事業所への指導および、専門性の強化に取り組みます。

主な事業

- ▶研修等による障がい者虐待の未然防止
- ▶虐待発生後の、事業所への継続的な確認等適切な対応
- ▶専門家チームの活用による専門性の強化 など

2 障がい者雇用に関する取組

1 就労に向けた支援

- ◆障がい者の就労に向け、就職に向けた準備、求職活動、就労定着などの段階に応じ、個人の適性に応じた支援に取り組みます。

主な事業

- ▶職業訓練、特別支援学校における提案型の職場開拓等による就労に向けた支援 など

2 福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

- ◆福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労系障害福祉サービス事業所における機運の醸成や障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るとともに、工賃の向上に取り組みます。

主な事業

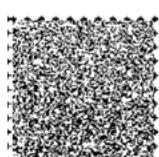
- ▶共同受注窓口や、県における優先調達の拡大等による工賃向上
- ▶障害者就業・生活支援センターを中心とした、関係事業所間のネットワークの強化 など

3 雇用の場の拡大

- ◆企業への障がい者雇用に対する理解の促進および、新たな雇用の場の開拓などにより、障がい者の適性に応じた職場や職域の拡大に取り組みます。

主な事業

- ▶ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の理解促進、障がい者の一般就労に向けた支援
- ▶社会的事業所の設置促進や、農林水産業における就労等新たな障がい者雇用の場の開拓



3 障がい者スポーツに関する取組

1 全国障害者スポーツ大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成・強化

◆平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け、準備委員会の設置や基本方針の策定などの準備を進めるとともに、出場する選手の育成・強化に取り組みます。

主な
事業

- ▶全国障害者スポーツ大会三重大会の開催に向け、会場地の選定、準備委員会の設置、基本方針の策定などの準備
- ▶障がい者スポーツ指導員や審判員などの養成
- ▶国内外の大会で活躍できる選手の育成 など

2 障がい者スポーツの裾野の拡大

◆全国障害者スポーツ大会三重大会や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、障がい者の社会参加などにつながる障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組みます。

主な
事業

- ▶東京オリンピック・パラリンピック選手のキャンプ地誘致などによる参加意欲の向上
- ▶三重県障がい者スポーツ大会の開催など障がい者スポーツへの参加機会の充実 など

4 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

1 地域生活への移行

◆福祉施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりの確保に取り組みます。

主な
事業

- ▶サービス等利用計画に基づく支援や自立生活体験室等による福祉施設入所者の地域生活への移行
- ▶ピアソーターの活用や入院時における障害福祉サービスの利用等による精神障がい者の地域生活への移行 など

2 地域生活の支援

◆地域社会において生活することができるよう、暮らしの場をはじめとする地域生活支援体制の強化を図るとともに、障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組みます。

主な
事業

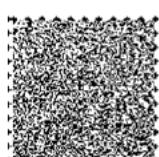
- ▶障害福祉サービスの基盤整備の促進等による地域生活支援体制の強化
- ▶強度行動障害支援者養成研修の実施等による発達障がい・行動障がいのある障がい者への支援体制の強化
- ▶医療、介護、保育、教育等支援機関の連携強化等による医療的ケアが必要な障がい児・者への支援体制の強化 など

3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化

◆サービス等利用計画の質の向上および（自立支援）協議会の活性化など、障がい者の地域生活への移行および障がいの状態に応じた支援に関わる関係機関の機能強化を図ることにより、総合的な地域生活の支援に取り組みます。

主な
事業

- ▶サービス等利用計画の質の向上や（自立支援）協議会の活性化等による関係機関の機能強化 など



5 途切れのない相談支援に関する取組

1 相談支援体制の整備

◆障がい者のニーズに適切に対応できるよう、市町が実施する相談支援から、県が実施する広域的、専門的な相談支援まで、重層的な相談支援体制の強化に取り組むとともに、人材育成および相談支援の質の向上に取り組みます。

- ▶基幹相談支援センターや、市町の発達総合支援室の設置促進等による市町の相談支援体制への支援
- ▶専門的な相談支援事業における、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化
- ▶パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制整備の支援
- ▶三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づく人材育成 など

主な
事業

2 途切れのない支援

◆障がい児とその家族に、乳幼児期から学齢期、成年期までのライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供するため、保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関の連携強化に取り組みます。

- ▶地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携強化
- ▶発達障がい者地域支援マネージャーの配置による、適切な支援につなげる体制整備
- ▶関係機関の連携による、障害児入所施設利用者への、退所後の地域生活を見据えた支援
- ▶三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の一体整備 など

主な
事業

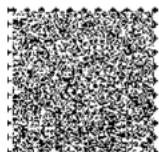
6 災害時の対応に関する取組

災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

◆災害時に特別な支援が必要な障がい者の命を救い、救った命をつなぎとめるよう、避難行動要支援者名簿の作成促進や福祉避難所の確保など確実な支援に取り組みます。

- ▶市町における「避難行動要支援者名簿」「個別計画」の作成促進
- ▶福祉避難所の確保
- ▶災害派遣精神医療チーム（DPAT）の設置
- ▶三重県聴覚障害者支援センターと市町との協定締結の促進
- ▶医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応に関する検討 など

主な
事業



1 共生社会を実感できる地域社会づくり

- 障がいによる不利益が個人や家族の責任ではなく、障がいの有無にかかわらず共に生きていく社会が自然であることが理解されるとともに、障がい者の自己決定が保証され、また、障がい者のエンパワメントにより、障がい者が持つ本来の力を発揮することが可能な環境が整備されている「共生社会を実感できる地域社会づくり」をめざします。
- さまざまな障がいに対する理解の促進に取り組むとともに、障がい者差別の解消、障がい者虐待の防止、権利擁護体制の充実、社会参加に向けたアクセシビリティの向上など、障がい者の権利が保障され、合理的配慮の行き届いたまちづくりを展開します。

施策の展開

1 障がいに対する理解の促進

- (1) 啓発・広報の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の促進

2 社会参加の環境づくり

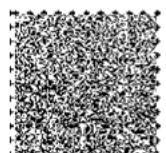
- (1) 障がいの状態に応じた活動支援
- (2) ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり
- (3) 情報・コミュニケーションの支援
- (4) 選挙等における配慮

3 権利の擁護

- (1) 障がいを理由とする差別の解消
- (2) 虐待防止に対する取組の強化
- (3) 権利擁護のための体制の充実

めざす姿

- ◆ 障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の理念および、障がい者や障がいに関する理解が進んでいます。
- ◆ 障がい者の社会参加の促進に向け、その障壁が取り除かれることにより、障がい者が施設およびサービスを容易に利用できる環境が整備されています。
- ◆ 障がいを理由とする差別の解消、障がい者の虐待の防止を図るとともに、障がい者の権利を守るための支援体制が整備されることにより、障がい者の権利擁護が図られています。



2 生きがいを実感できる地域社会づくり

- 自らの能力を生かしながら、自分の人生をデザインし、いきいきと生活できる「生きがいを実感できる地域社会づくり」をめざします。
- 障がい者の生きがい、自立、社会参加において大きな役割を担う就労について支援の充実に取り組むとともに、スポーツや文化・芸術活動など、多様な社会参加の場の拡充を進めます。また、こうした活動をはじめ、社会生活の基礎づくりを担う教育の充実を推進します。

施策の展開

1 特別支援教育の充実

- (1) 指導内容・相談支援体制の充実
- (2) 専門性の向上
- (3) 特別支援教育充実のための教育環境整備

2 就労の促進

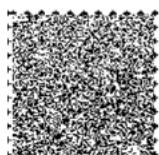
- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 福祉的就労への支援
- (3) 多様な就労機会の確保

3 スポーツ・文化活動への 参加機会の拡充

- (1) 障がい者スポーツの環境整備
- (2) 文化活動への参加機会の充実
- (3) バリアフリー観光の推進

めざす姿

- ◆障がいのある子どもたちの教育的ニーズにそった早期からの一貫した指導と支援が充実され、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けた力を育んでいます。
- ◆障がい者が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生計を立てることができるよう、障がい者に対して開放され、利用しやすい就労の場が確保されています。
- ◆障がい者が、障がいに応じたスポーツの活動に参加する機会および、自己の芸術的な能力の活用を図る機会が拡充されるとともに、文化的なサービスが提供される場所および観光地を利用する機会が確保されています。



3 安心を実感できる地域社会づくり

- 障がい者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、また、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために、必要な支援が提供される「安心を実感できる地域社会づくり」をめざします。
- 地域で安心して暮らすことができるよう、生活に必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、保健・医療体制の充実等を通じて、障がい者が自ら望む暮らし方の選択ができるように取組を進めます。また、障がい者を災害や犯罪等から守るために、防災や防犯の取組を推進します。

施策の展開

1 地域生活の支援

- (1) 地域生活への移行
- (2) 地域生活の支援
- (3) 福祉人材の育成・確保
- (4) 福祉用具の活用の推進
- (5) 経済的な支援

2 相談支援体制の整備

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 相談支援の質の向上
- (3) 相談支援従事者等の人材育成

3 保健・医療体制等の充実

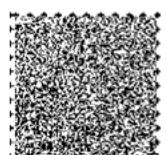
- (1) 障がいの早期発見と対応
- (2) 医療・リハビリテーションの充実
- (3) 発達支援・療育の充実

4 防災・防犯対策の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

めざす姿

- ◆ 障害福祉サービス等により、地域社会における生活が支えられ、障がい者の居住地の選択および、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。
- ◆ 障害福祉サービスをはじめとするサービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制を整備することにより、障がい者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営んでいます。
- ◆ 障がい者が身近な地域において、年齢や障がいの状態に応じた保健サービス、医療およびリハビリテーションが提供されるとともに、早期の段階から適切な療育が行われています。
- ◆ 障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害時における支援体制が強化されるとともに、犯罪に強い社会が形成されています。



地域生活移行・就労支援等に関する目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

目 標

平成25年度末時点の施設入所者数1,687人から、

平成29年度末までに地域生活へ移行する人数を**184人（移行率10.9%）**とします。

平成25年度末時点の施設入所者数1,687人から、

平成29年度末までの施設入所者数の減少数を**72人（減少率4.3%）**とします。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

目 標

平成24年度における入院後3か月時点の退院率61%から、

平成29年度における入院後3か月時点の退院率を**64%**とします。

平成24年度における入院後1年時点の退院率88%から、

平成29年度における入院後1年時点の退院率を**91%**とします。

平成24年度における精神科病院の長期在院者数（入院期間1年以上である者の数）2,959人から、

平成29年度における長期在院者数を**2,426人（減少率18%）**とします。

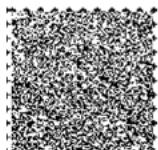
3 地域生活支援拠点等の整備

目 標

平成29年度末までの地域生活支援拠点等の整備数を**15か所**とします。

※伊勢志摩障害保健福祉圏域は障害保健福祉圏域内7市町で各1か所（計7か所）の整備、その他の障害保健福祉圏域（8圏域）は各圏域で1か所（計8か所）の整備

★「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の地域生活の安心感の確保や自立生活の支援のため、地域生活への移行、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保および地域の体制づくりなどの機能を集約した拠点、または、地域における複数の機関が分担してこれらの機能を担う体制（面的な体制）のことです。市町村または圏域に1か所以上の整備が目標とされています。



4 福祉施設から一般就労への移行

目 標

平成24年度における一般就労移行者数（福祉施設を退所し、一般就労した人の数）92人から、平成29年度における一般就労移行者数を**191人（2倍）**とします。

平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数148人から、

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を**313人（111%増）**とします。

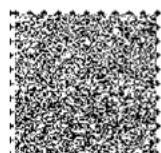
平成29年度における就労移行支援事業所数32か所のうち、

就労移行率※が3割以上の事業所数を**21か所（65.6%）**とします。

※平成29年4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、平成29年度中に一般就労へ移行した者の割合

活動指標

項 目	数 値	備 考
就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	191人	平成29年度における、就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数
公共職業安定所における、チーム支援による福祉施設利用者の支援件数	100件	平成29年度における、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所のチーム支援を受ける件数
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	20人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者委託訓練の受講者
障がい者トライアル雇用事業の開始者数	40人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障がい者トライアル雇用事業の開始者数
職場適応援助者による支援の対象者	60人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援対象者数
障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者	72人	平成29年度における、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数

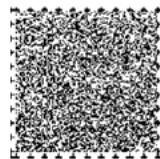


指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標

種類		実績 ^{※1}	活動指標 ^{※2} （サービス見込量）		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系 サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	45,391 時間 2,118 人	50,054 時間 2,278 人	53,887 時間 2,424 人	59,694 時間 2,586 人
日中活動系サービス	生活介護	77,829 人日分 3,844 人	80,557 人日分 4,109 人	82,756 人日分 4,221 人	85,003 人日分 4,328 人
	自立訓練（機能訓練）	515 人日分 29 人	959 人日分 48 人	999 人日分 50 人	1,105 人日分 55 人
	自立訓練（生活訓練）	3,296 人日分 163 人	4,060 人日分 201 人	4,315 人日分 213 人	4,475 人日分 222 人
	就労移行支援	2,963 人日分 164 人	4,084 人日分 216 人	4,922 人日分 260 人	5,966 人日分 313 人
	就労継続支援（A型）	20,607 人日分 1,036 人	22,060 人日分 1,120 人	23,353 人日分 1,182 人	24,632 人日分 1,243 人
	就労継続支援（B型）	53,243 人日分 2,878 人	55,361 人日分 3,005 人	58,416 人日分 3,167 人	61,166 人日分 3,321 人
	療養介護	196 人	206 人	208 人	209 人
	短期入所（福祉型）	4,082 人日分	4,135 人日分 679 人	4,510 人日分 727 人	4,983 人日分 787 人
	短期入所（医療型）	701 人	297 人日分 63 人	325 人日分 66 人	376 人日分 71 人
居住系 サービス	共同生活援助	1,218 人	1,297 人	1,397 人	1,535 人
	施設入所支援	1,680 人	1,684 人	1,658 人	1,618 人
相談 支援	計画相談支援	1,021 人	2,033 人	2,267 人	2,441 人
	地域移行支援	8 人	55 人	69 人	77 人
	地域定着支援	11 人	55 人	63 人	69 人
障がい児支援のための サービス	児童発達支援	3,910 人日分 734 人	4,927 人日分 825 人	5,311 人日分 880 人	5,733 人日分 941 人
	放課後等デイサービス	9,382 人日分 1,090 人	10,374 人日分 1,329 人	12,122 人日分 1,502 人	13,680 人日分 1,670 人
	保育所等訪問支援	32 人日分 19 人	63 人日分 32 人	69 人日分 35 人	96 人日分 40 人
	医療型児童発達支援		24 人日分 3 人	44 人日分 5 人	84 人日分 8 人
	福祉型障害児入所支援	123 人	123 人	123 人	123 人
	医療型障害児入所支援	87 人	78 人	78 人	78 人
	障害児相談支援	220 人	429 人	495 人	542 人

※1 実績は平成26年10月分

※2 活動指標は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだもの



みえ障がい者
共生社会づくりプラン

概要版

平成27年3月

三重県健康福祉部障がい福祉課

〒514-8570 津市広明町13番地 Tel : 059-224-2274

Fax : 059-228-2085 E-mail : shoho@pref.mie.jp